

Ⅲ 違反事例等

事例 1

うめ・すもも等加工品に関する違反事例

名称又は分類	①干黒梅 ②水晶梅 ③干梅 (その他の食品)	原産国	①②中国 ③台湾
形態	合成樹脂製袋詰		
違反条項	①食品衛生法第6条、第11条第2項 ②食品衛生法第6条、第7条第2項 ③食品衛生法第7条第2項		
発見機関	①多摩立川保健所 ②③台東区	調査担当機関	①長野県、長野市 ②豊島区、足立区 ③川崎市、大阪市
収去年月日	①平成13年10月29日 平成13年11月4日 ②③平成14年1月29日	検査機関	①都立衛生研究所 ②区検査機関、都立衛生研究所 ③区検査機関
検査結果	①サイクラミン酸(甘味料)、オレンジⅡ(着色料)、アミドブラック10B(着色料)を検出 【指定外添加物検出】 表示に記載がない食用赤色2号及び食用黄色5号を検出 ②サイクラミン酸(甘味料)、オレンジⅡ(着色料)を検出【指定外添加物検出】 サッカリンナトリウム(甘味料)を検出【添加物の対象外使用】 ③アセスルファムカリウム(甘味料)を1.7g/kg検出【添加物の過量使用】		
行政措置	①販売禁止(多摩立川保健所)、回収命令及び販売禁止(長野県) ②販売禁止(豊島区) ③回収命令(川崎市)、販売禁止(台東区)		

違反の概要

1 違反発見の経緯

《事例1》

平成13年10月29日、多摩立川保健所が管内のディスカウント店から干黒梅(中国産)を収去検査したところ、サイクラミン酸、オレンジⅡ、アミドブラック10B及び表示に記載のない食用赤色2号、食用黄色5号を検出した。さらに11月4日、同店から他ロット品を収去検査したところ、サイクラミン酸及び表示に記載のない食用黄色5号を検出した。多摩立川保健所は、食品衛生法第6条及び第11条第2項違反として、製造者を所管する長野県に通報した。

《事例 2》

平成 14 年 1 月 29 日、台東区が区内の小分け製造者から水晶梅(中国産)を収去検査したところ、サイクラミン酸、オレンジⅡ及びサッカリンナトリウムを検出した。台東区は、食品衛生法第 6 条及び第 7 条第 2 項違反として、輸入者を所管する豊島区に通報した。

《事例 3》

平成 14 年 1 月 29 日、台東区が区内の小分け製造者から干梅(台湾産)を収去検査したところ、アセスルファミカリウムを 1.7g/kg 検出した。台東区は、食品衛生法第 7 条第 2 項違反として、輸入者を所管する川崎市に通報した。

2 調査経過

《事例 1》

●調査内容

当該品は、長野市内の輸入者から、長野県内の小分け製造者に販売され、複数の販売者を經由して全国の販売店に出荷されていた。関係各自治体が他ロット品を収去検査したところ、複数のロットからサイクラミン酸等を検出した。

●措置等

長野県は 11 月 15 日、小分け製造者に対し、当該違反品の回収及び販売禁止を命じた。多摩立川保健所は 12 月 11 日、収去先営業者に対し、違反残品 4kg について販売禁止の行政処分を行った。当該品は輸入者に返品され、平成 14 年 2 月及び 5 月に、自主回収品を含む約 15 トンが中国に輸出された。

《事例 2》

●調査内容

当該品は、豊島区内の輸入者から足立区内の保管倉庫に搬送された後、各販売先に出荷されていた。足立区が保管倉庫から別ロット品を収去検査したところ、同様にサイクラミン酸、オレンジⅡ及びサッカリンを検出した。

●措置等

豊島区は 4 月 16 日、輸入者に対し、当該違反品約 2.4 トンについて販売禁止の行政処分を行った。輸入者は 5 月 23 日、当該品及び自主回収品を堆肥に転用した。

《事例 3》

●調査内容

当該品は、川崎市内の輸入者から、大阪市内の販売者を經由し、台東区内の小分け製造者に販売されていた。

●措置等

川崎市は 3 月 5 日、輸入者に対し当該違反品の回収を命じた。台東区は 4 月 1 日、違反残品約 11kg について、販売禁止の行政処分を行った。当該品は輸入者に返品され、4 月 17 日に廃棄された。

3 監視指導上のポイント

中国・台湾産のうめ・すもも等加工品については、サイクラミン酸やサッカリンナトリウム等に関する違反が繰り返り発生している。本事例は、輸入者による食品添加物の使用状況の把握や、検査による確認が不十分であったため、違反に至ったものである。

違反を未然に防ぐために、輸入業者に対する普及啓発活動を積極的に行い、食品衛生に関する知識

を周知させることが重要である。また、輸入者に対し、これらの食品を輸入する際には、現地製造者での食品添加物の使用状況を調査し、我が国で使用可能な添加物であるか、使用基準等が食品衛生法に適合しているかを確認するよう指導することが必要である。さらに、製品の自主検査を行い、疑義が生じた場合は行政側に確認するよう指導することも必要である。

4 平成 13 年度の違反事例について

多摩立川保健所の違反発見(「事例 1」参照)を受け、中国・台湾産のうめ・すもも等加工品について、食品指導センターが 11 月から 12 月にかけて重点的に収去検査を行ったところ、法第 6 条違反が 3 件、法第 7 条第 2 項違反が 10 件発見された。そこで、1 月から 3 月にかけて、輸入食品を取り扱う食材店、ディスカウントストア等の販売業、製造業及び飲食店等に対し、輸入食品に使用されている添加物に関する一斉監視指導を行ったところ、新たに 35 件の法違反が発見された。

平成 13 年度に都及び特別区が発見したうめ・すもも等加工品の違反件数とその内訳は、表のとおりである。

表 都区が発見したうめ・すもも等加工品の違反事例

違反条項及び違反内容		計	原 産 国		
			中国	台湾	不明
合 計		48	13	8	27
法第 6 条		19	10	1	8
内 訳	サイクラミン酸を検出(3.3g/kg～75g/kg 検出)	14	5	1	8
	アミドブラック 10B を検出	1	1	—	—
	オレンジ II を検出	4	4	—	—
法第 7 条第 2 項		29	3	7	19
内 訳	アセスルファミカリウムの過量使用(1.7g/kg～7.9g/kg 検出)	12	—	6	6
	二酸化硫黄の過量残存(0.25g/kg 検出)	1	—	—	1
	サッカリンナトリウムの対象外使用(0.10g/kg～23g/kg 検出)	13	3	1	9
	安息香酸の対象外使用(0.7g/kg～1.0g/kg 検出)	3	—	—	3

厚生労働省は、平成 13 年 12 月 21 日、中国産うめ又はすもも加工品のサイクラミン酸について、輸入届出毎の全ロットに対し、食品衛生法第 15 条第 3 項に基づく検査命令を行うこととした。

5 参考：過去の違反事例について

平成 4 年

厚生省(当時)に対し、「以前に食品衛生法違反により摘発された台湾産話梅を販売している販売店がある」との情報に寄せられたため、当該店舗に対し収去検査を実施したところ、法違反が発見された。そこで、中華材料販売店や大規模飲食店等に対する緊急監視を実施したところ、台湾産の話梅 41 検体中 30 検体からサイクラミン酸又はサッカリンナトリウムを検出し、販売禁止等の行政措置を行った。

(出典：平成 4 年度版 食品衛生関係違反処理集計表)

昭和 59 年

武蔵野保健所(現三鷹武蔵野保健所)管内で台湾産話梅の法違反が発見された。そこで、中華料理店や中華材料販売店に対する緊急監視を実施したところ、台湾産の話梅 176 検体中 172 検体からサイクラミン酸、ズルチン又はサッカリンナトリウムを検出し、廃棄等の行政措置を行った。

(出典:昭和 60 年度版 食品衛生関係事業報告)

サイクラミン酸(通称:チクロ)について

砂糖の約 40 倍の甘味を有する。

ナトリウム塩及びカルシウム塩が昭和 31 年 5 月から食品添加物として指定されていたが、その後、安全性に疑問(発ガン性)が生じたため、昭和 44 年 11 月に指定削除された。

中国、台湾及びヨーロッパ諸国などで使用が認められている。

ADI は 11mg/kg/日である。

事例 2

指定外添加物を検出した輸入調味料に関する違反事例

名称又は分類	調味料 (その他の食品)	原産国	インドネシア
形態	ビン詰		
違反条項	食品衛生法第6条		
発見機関	台東区		
調査担当機関	大阪市 他		
収去年月日	平成13年11月7日 平成13年11月14日 平成13年11月22日	検査機関	都立衛生研究所
検査結果	ローダミン B(着色料)検出【指定外添加物検出】		
行政措置	大阪市:回収命令(平成13年11月26日及び平成13年12月4日) 廃棄等の命令(平成13年12月27日及び平成14年1月22日) 台東区:販売禁止(平成13年12月14日及び平成13年12月17日)		

違反の概要

1 違反発見の経緯

台東区が、平成13年11月7日に管内の販売店C社で調味料a(賞味期限:平成16年6月19日)を、また同月14日に管内の販売店D店で同じ調味料a(賞味期限:平成16年6月18日)を収去検査したところ、それぞれからローダミンBを検出した。当該品は、インドネシアの代表的な料理の一つであるナシゴレン(インドネシア炒飯)に用いられるペースト状の調味料である。台東区は、同月21日、食品衛生法第6条違反として、輸入者を所管する大阪市の通報した。

また、台東区が、同月22日にD店で同一ブランドの類似調味料4品目(調味料aと製造者・輸入者が同じ)を収去検査したところ、そのうち調味料b(賞味期限:平成15年6月14日)からローダミンBを検出した。当該品は、インドネシア焼き鳥のたれ等に用いられる調味料である。台東区は、同月29日、食品衛生法第6条違反として、大阪市の通報した。

2 調査内容

①経過

当該違反調味料a及びbは、インドネシアの製造者A社から、大阪市内の輸入者B社が、平成13年8月及び9月に輸入したものである。輸入者B社は、製造者A社から、同一ブランドの類似調味料15品目

を輸入し、全国の販売店に販売していた。

大阪市は、輸入者 B 社に対し、違反品以外のこれら類似調味料 c～o についても、ローダミン B の自主検査を行うよう指導した。

平成 13 年 11 月 26 日

大阪市は、輸入者 B 社に対し、調味料 a (賞味期限:平成 16 年 6 月 18 日及び平成 16 年 6 月 19 日)の回収を命じた。これを受け、輸入者 B 社は、賞味期限が平成 16 年 6 月以前の調味料 a についても自主回収することとした。

平成 13 年 11 月 29 日

台東区は、調味料 b (賞味期限:平成 15 年 6 月 14 日)について、収去検査によりローダミン B を検出したため、食品衛生法第 6 条違反として大阪市に通報した。(「1 違反発見の経緯」参照)

また、B 社は、賞味期限が平成 16 年 6 月以降の調味料 a からも、自主検査によりローダミン B を検出したことから、調味料 a 及び調味料 b の全商品を自主回収することとした。

平成 13 年 12 月 4 日

大阪市は、調味料 b (賞味期限:平成 15 年 6 月 14 日)及び大阪市の収去検査によりローダミン B を検出した調味料 a (賞味期限:平成 16 年 8 月 7 日)について、回収を命じた。

また、B 社は、同一ブランドの類似商品である調味料 e、調味料 k、調味料 l 及び調味料 m について、自主検査によりローダミン B を検出したことから、これらの全商品を自主回収することとした。

平成 13 年 12 月 6 日

B 社は、類似商品である調味料 o について、自主検査によりローダミン B を検出したことから、調味料 o の全商品を自主回収することとした。

平成 13 年 12 月 14 日

台東区は、D 店に対し、調味料 a (賞味期限:平成 16 年 6 月 18 日)の違反残品 34 個及び調味料 b (賞味期限:平成 15 年 6 月 14 日)の違反残品 37 個について、販売禁止を命じた。

平成 13 年 12 月 17 日

台東区は、C 社に対し、調味料 a (賞味期限:平成 16 年 6 月 19 日)の違反残品 54 個について、販売禁止を命じた。

平成 13 年 12 月 19 日

B 社は、類似商品である調味料 g について、自主検査によりローダミン B を検出したことから、調味料 g の全商品を自主回収することとした。

平成 13 年 12 月 27 日及び平成 14 年 1 月 22 日

大阪市は、B 社に対し、調味料 a (賞味期限:平成 16 年 6 月 18 日、19 日及び 8 月 7 日)9,428 本及び調味料 b (賞味期限:平成 15 年 6 月 14 日)1,441 本について、廃棄又は積戻し等を命じた。

処分後、違反品及び自主回収品の全量(約 11,500 kg)を、原産国インドネシアに輸出した。

表 調味料のローダミン B の検査結果等について

商品名	収去・自主検査	検査結果	回収に関する大阪市の措置
調味料 a	収去(台東区・大阪市)	検出	回収命令 (賞味期限:平成 16 年 6 月 18 日) (賞味期限:平成 16 年 6 月 19 日) (賞味期限:平成 16 年 8 月 7 日)
	自主検査	検出	自主回収(全ロット)
調味料 b	収去(台東区)	検出	回収命令 (賞味期限:平成 15 年 6 月 14 日)
	自主検査	検出	自主回収(全ロット)
調味料 c	自主検査	—	—
調味料 d	自主検査	—	—
調味料 e	自主検査	検出	自主回収(全ロット)
調味料 f	収去(台東区)、自主検査	—	—
調味料 g	自主検査	検出	自主回収(全ロット)
調味料 h	自主検査	—	—
調味料 i	自主検査	—	—
調味料 j	自主検査	—	—
調味料 k	収去(台東区)	—	自主回収(全ロット)
	自主検査	検出	
調味料 l	収去(台東区)	—	自主回収(全ロット)
	自主検査	検出	
調味料 m	自主検査	検出	自主回収(全ロット)
調味料 n	自主検査	—	—
調味料 o	自主検査	検出	自主回収(全ロット)

②違反の原因

輸入者 B 社の調査によると、製造者 A 社は製造工程中でローダミン B を使用していなかったが、原材料として使用した「エビペースト」(小エビを発酵させた塩辛状のペースト)を検査したところ、ローダミン B が検出された。

製造者 A 社が「エビペースト」の製造元に確認したところ、「エビペースト」の製造に用いるエビや小魚について、漁師が出荷する際、品質や鮮度をよく見せるためにローダミン B を使用するケースがあることが判明した。

このことから、今回、ローダミン B が検出された 8 商品中 5 商品は、原材料の「エビペースト」に用いたエビや小魚の一部にローダミン B が使用されていたことが疑われた。

また、「エビペースト」を使用していない 3 商品(調味料 g、調味料 k 及び調味料 o)からも、自主検査によりローダミン B が検出された。これについて原因究明はできなかったが、製造工程中のコンタミネーションが疑われた。

③対策

大阪市は、輸入者 B 社に対し、原材料や製造時の衛生管理について徹底させるとともに、製造時に使用されている食品添加物のみでなく、残存又は混入している可能性のある食品添加物等についても確認させ、必要に応じ自主検査を行うよう指導した。

また、製造ロット毎に、現地の公的検査機関と日本の検査機関との双方でローダミン B の検査を実施し、検出されないことを確認のうえ輸入するよう指導した。

3 監視指導上のポイント

本事例は、製造者による原材料管理及び輸入者による食品添加物の確認が不十分だったため、違反に至ったものである。食品を輸入する際は、使用された原材料に遡って、我が国で使用可能な食品添加物であるか、使用基準等が日本の食品衛生法に適合しているかを確認することが必要である。

また、製品の自主検査を行い、疑義が生じた場合は行政側に確認することが、違反を未然に防ぐために重要である。

ローダミン B について

桃赤色の塩基性タール色素。

昭和 20、30 年代に梅干、紅生姜、サクラエビ等に使用された違反事例がある。

食用により全身着色、色素尿等を起こすことがある。

現在、化粧品の色素として許可されているほか、分析用試薬として使用される。

LD₅₀は 0.1～0.2mg/g マウスである。

食品株式会社による牛肉偽装事件について

1 事件の概要

平成 14 年 1 月 23 日の全国紙朝刊で、食品㈱の関西ミートセンターの事業所が、BSE(牛海綿状脳症)問題に係わる国の「国産牛肉買取制度」を悪用し、輸入牛肉を国産牛肉の箱に詰め替えて業界団体に買い取らせていたことが報道された。

同社は、1 月 29 日に、社内調査の結果として、新たに東京本社と関東ミートセンターでも、買い取り制度に係わる同様の偽装を行っていたことを公表した。

東京都は、事件が報道された 1 月 23 日午後から、食品環境指導センター(現食品指導センター。以下「食品指導センター」という。)の食品機動監視班が中心となり、関係区と合同で都内の食品㈱の本社や営業所、倉庫等に立ち入り調査を開始した。

その結果、同社が業界団体に買い取らせた 6,654 ケース(約 86 トン)の牛肉を発見し移動を禁止した。その中に食品㈱関東ミートセンターが千葉県内の加工業者に国産牛として加工させた米国産牛肉 352 ケース(約 3.5 トン)があることを確認するなど、組織的な偽装行為の一端が明らかになった。

また、調査の過程で食品㈱からの報告の中に虚偽があったことから、食品㈱に対し、移動を禁止していた牛肉の確実な処理が行われるよう文書で指導するとともに、始末書及び処理報告書を徴取するなど厳重な行政対応を行った。

2 事件の経緯

年月日	◆ 食品㈱、★東京都、☆国のうごき
2001 年 9/10	☆農水省が牛海綿状脳症(BSE)に感染した疑いのある牛発見と発表。
10/18	・BSE 全頭検査開始。
10/26	☆農水省が「牛肉在庫緊急保管対策事業実施要領」決定。
2002 年 1/23	・朝刊で「食品㈱関西ミートセンターでの国産牛肉詰め替え事件」の報道。 ★食品機動監視班が、関係区と合同で食品㈱関係施設に立ち入り調査を実施。 ★大田区内倉庫で、61 ケース(約 720 キログラム)の国産牛肉を確認。 《第 1 回プレス発表(緊急監視の実施について)》
1/24	★食品㈱本社及び倉庫 18 ヶ所に立ち入り調査。 ★大田区内倉庫内で、業界団体に買い取らせていた 6,653 ケース(約 86 トン)の国産牛肉を確認。 《第 2 回プレス発表(緊急監視の結果について)》
1/25~ 1/29	★大田区内倉庫で、6,653 ケース(このうち 1 ケースのダンボールが破損したため、2 個のダンボールに詰め直したので、実際は 6,654 ケースとなっていた)の国産牛肉の表示、ケース内の肉について確認。 ★食品㈱本社で、流通、仕入れ状況等を調査。
1/29	◆食品㈱は、東京本社と関東ミートセンター(埼玉県)の 2 ヶ所で輸入牛肉を詰め替えていた事実について公表。 《第 3 回プレス(今後の調査について)》
1/30	★食品㈱本社及び大田区内倉庫で、関東ミートセンターでの詰め替え事実等の調査。 ★大田区内倉庫内で、詰め替え牛肉 352 ケースを確認。加工者を所管する千葉県に通報。 《第 4 回プレス発表(詰め替えられた牛肉の発見について)》

1/31	★倉庫の在庫のうち、6,185 ケースについて 20 社の加工者を割り出し、13 自治体に調査を依頼。無表示の 117 ケースは、埼玉県に調査を依頼。 《第 5 回プレス発表(自治体への調査依頼について)》
2/2、 2/3	・兵庫県警、埼玉県警、北海道警、警視庁の合同捜査本部が 食品㈱東京本社他の関係施設を詐欺及び食品衛生法違反容疑で捜索。
2/12	★ 食品㈱本社から一連の事件経過及び虚偽報告等に関する報告書を受理。
2/19～ 3 月末	★衛生局(特別区保健所を含む)と生活文化局は、食肉の適正表示の徹底を図るため、緊急調査・監視を実施。業界団体に対し食品の適正表示の徹底について通知。 《食肉の表示に関する緊急調査等の実施についてプレス発表(2/19)》
2/22	★加工者を管轄する 13 自治体の調査結果等を報道機関に公表。 《第 6 回プレス発表(食品㈱に関する調査結果について)》
2/22	◆ 食品㈱は、記者説明会を開催し、会社再建断念を公表。
3/8	☆厚生労働省は、全国の自治体に対し、食品衛生法に基づく適正な表示の徹底について指導を実施するよう通知。
4/15	★《食肉の表示に関する緊急調査等の実施結果についてプレス発表》
4/30	◆ 食品㈱解散
5/10	・兵庫県警、埼玉県警、北海道警、警視庁の合同捜査本部は、 食品㈱元部長ら 5 人を詐欺容疑で逮捕。
5/23	◆ 食品㈱は、都に、都内倉庫に保管中の牛肉の処理計画書を提出。
5/24	★都及び関係区は、 食品㈱に対し、虚偽報告等食品衛生法違反行為について厳重注意と、牛肉の処理が確実に行われるよう文書により指導。
6/5	★都及び関係区は、 食品㈱より始末書徴取。
7/31	◆ 食品㈱は、都内倉庫に保管中の牛肉の焼却処理終了。
11/22	・神戸地裁は、 食品㈱元部長ら 5 人に有罪判決。

3 東京都の対応

(1)立入調査の法的根拠

食品㈱関西ミートセンター(兵庫県伊丹市)は、平成 13 年 10 月、国の「国産牛肉買取制度」の対象外であるオーストラリアからの輸入牛肉約 14 トンを国産牛肉の箱に詰め替え、業界団体である

協同組合に買い取らせていた。このことは、輸入牛肉を国産牛肉、加工所及び加工者を偽って表示していたことになる。

これらの偽装行為は、表示そのものに対する信頼性を著しく損なうばかりでなく、消費者を欺瞞する行為である。東京都及び関係区は、この違法行為に対して、食品衛生法第 11 条(表示の基準)を適用し、食品㈱本社(東京都中央区)及び都内保管倉庫の立ち入り調査を開始した。

〔食品衛生法第 11 条〕

容器包装に入れられた加工食品は、すべて、最低限、名称、製造者等の氏名または名称、製造所等の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)、および一定の添加物を含むものにあつては、その旨を表示しなければならない。

表示の基準が定められた食品、添加物等については、その基準に合う表示がなされていなければ、販売、営業上の使用等が禁止され、本条に違反すると営業の禁・停止などの行政処分が行われることになる。

(2) 食品㈱本社の調査

食品指導センター及び中央区は、1月24日、食品㈱本社(東京都中央区)に立ち入り、当該詰め替え行為等の事実関係の確認を行った。その結果、食品㈱は、「牛肉在庫緊急保管対策事業」に基づき、平成13年11月6日、国産牛肉約280トンを協同組合に売り渡しており、関西ミートセンターにおいてオーストラリア産牛肉を国産牛肉の箱に詰め替える行為(約14トン)が実際に行われていたことを認めたが、同様の行為は、本社ミート営業調達部及び他のミートセンター等では一切行っていない旨の発言があった。なお、この時の調査には、食品㈱側から、直接本事件に係わっていたデリカハム・ミート事業本部付部長も同席していた。

しかし、1月29日、食品㈱「輸入牛肉詰め替え問題調査委員会」は、社内調査の結果として、本社ミート営業調達部と関東ミートセンター(埼玉県春日部市)においても輸入牛肉を「牛正肉」に加工処理し、国産牛肉と称して「牛肉在庫緊急保管対策事業」の対象牛として申請していたことを公表した。

このことを受け、1月30日、食品指導センター及び中央区は、食品㈱本社に立ち入り、公表内容について事実確認を行った。その結果、食品㈱は、本社ミート営業調達部がA社内処理場(北海道茅部郡)において、虚偽の加工年月日及び品質保持期限の表示を行ったこと及びB社(千葉県松戸市)が関東ミートセンターの指示により、虚偽の加工年月日及び品質保持期限の表示を行ったことを認めた。さらに、1月24日に虚偽の報告をしたことについては、「輸入牛肉詰め替え問題調査委員会」の調査経過が原則非公開であったこと、社内の調査体制、広報及び連絡体制が機能していなかったことを理由に、食品指導センター並びに中央区に対する報告が虚偽になってしまったことを認めた。

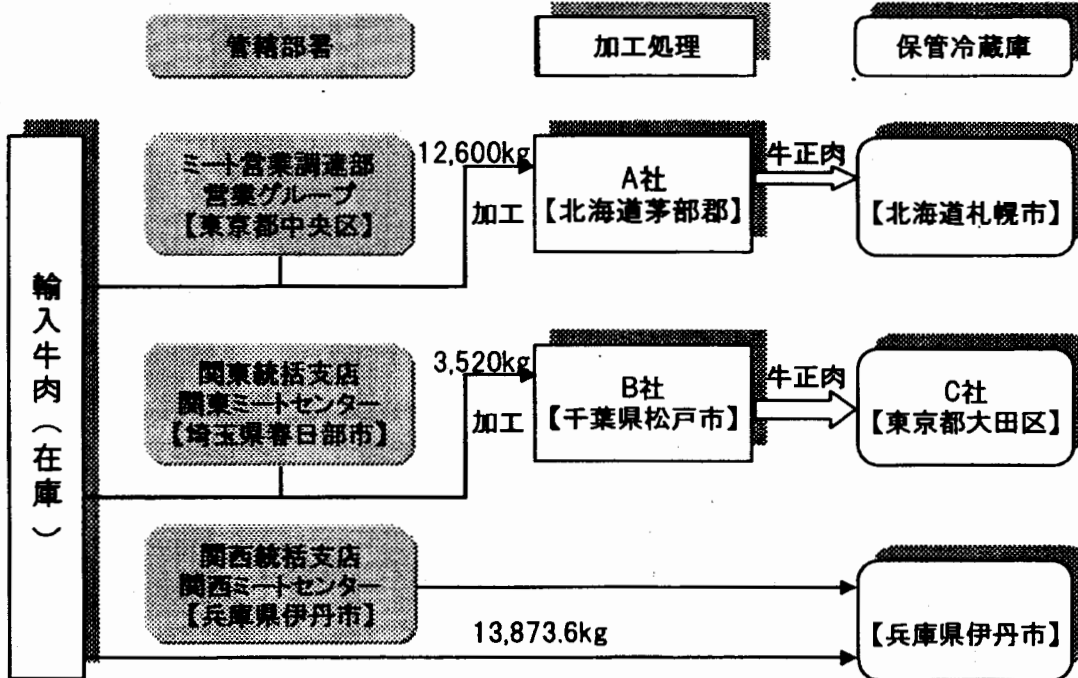


図 食品㈱牛肉詰め替えの流れ

(3)保管倉庫の調査

1月23日午後、食品指導センター及び関係区は、緊急に食品衛生法第11条違反の疑いで都内の食品関係施設(営業所3施設及び倉庫3施設)に対し監視を実施した。

〔監視内容〕

- ① 平成12年10月17日以前(牛肉の全頭検査開始前)に加工された国産牛肉の在庫の有無を確認。
- ② ①に該当する牛肉の在庫がある場合、移動を禁止するとともに、仕入れ伝票等により仕入れ数と在庫数量が一致するかどうかを確認し、詰め替え行為がおこなわれていないかを確認。
- ③ 出荷者・加工者等を調査し、食品関係当該品の販売事実があるかを確認。

その結果、C社倉庫(東京都大田区)において、食品関係所有(買い取り対象外)の国産牛肉61ケース(約0.7トン)を確認し、移動禁止を指示した。

引き続き、1月24日には、未調査の倉庫17施設に立ち入り、国産牛肉の在庫状況、仕入れ伝票等の調査等を実施し、国産牛肉の在庫はないことを確認した。さらに、C社倉庫においては、1月23日に確認し、移動禁止を指示した国産牛肉61ケース全てについて開箱し調査するとともに、買い上げ制度の対象となった協同組合名義の国産牛肉のうち6,653ケース(約86トン)も確認し、直ちに移動禁止を指示した。

このため、食品指導センター及び大田区は、1月25日から、C社倉庫内で、保管中の国産牛肉6,653ケースすべてを開箱して、ラベル表示(品名、加工者住所氏名、品質保持期限、加工年月日等)、ケース内の肉の状態について確認作業を開始した。

この間、1月29日夜、食品関係「輸入牛肉詰め替え問題調査委員会」が、関西ミートセンター以外でも輸入牛肉を詰め替えている事実をマスコミ等に公表した。その公表が行われている最中に、食品関係社員から、東京都に、『今、調査委員会が記者会見を行っている。それによると、関東ミートセンター取り扱いの約3.5トンの輸入牛肉が国産牛肉に詰め替えられ、C社倉庫に保管されている。』との情報が寄せられたため、ただちに事実関係の確認を行うこととし、その旨プレス発表を行った。

1月30日、食品指導センター及び大田区は、C社倉庫において移動を禁止した約86トンの中から当該牛肉約3.5トンを特定し、封印のうえ保管を命じた。あわせて、1月25日から行っていた約86トンすべての内容物・ラベルの確認作業を終了し、加工者のリストアップを行った。

4 保管牛肉の調査結果

(1) 協同組合名義(買い取り対象)の牛肉

倉庫内で、本社等から入手した帳票類と現物の照合を行ったところ、保管数量は、6,654ケースであった。その内訳は、①千葉県のB加工者のもの352ケース、②加工者が判明したもの6,185ケース、③無表示のダンボールに入れられていたもの117ケースであり、これらについて、加工者の所在地を管轄する自治体や関東ミートセンターを管轄する埼玉県等に対して調査を依頼した。

〔保管倉庫内における牛肉の確認方法〕

- ① 牛肉を1箇所を集め、出庫ロット毎にケースを開封し、内容を確認
- ② 在庫証明と実際の在庫が一致するか確認
- ③ 牛肉の表示事項(品名、加工者名、その他管理番号など)とケース数を確認し、記録
- ④ 記録表を基にリストを作成し、加工者を管轄する自治体に調査を依頼

〔調査依頼内容〕

- ① ケースに表示された加工日に加工した実績があるか
- ② 加工した牛肉は国産牛であるか
- ③ 仕入れた牛肉を加工している場合は仕入先(とちく場)まで調査を依頼
- ④ 加工した牛肉の流通状況

ア 千葉県加工者

B加工者は、食品(株)関東ミートセンターの指示を受け、米国産牛肉を加工処理し、国産「牛正肉」として、C社倉庫に納品した。千葉県はB加工者に対し、顛末書、改善計画書及び始末書を徴取した。

イ 加工者が判明したもの

加工者が判明した20加工者を所管する13自治体に対し、調査を依頼したところ、いずれも表示上の加工実績があり、出荷等の流通が適切に行われていたとの報告を受けた。

ウ 無表示のダンボールに入れられていたもの

変色等の理由により販売先から返品されたものを、無表示のダンボールに入れ、C社倉庫に戻されたものであった。これらのうち、33ケース(約630kg)は、変色が著しく、廃棄予定のものを買取り対象として保管していた。

(2) 食品(株)所有(買取り対象外)の牛肉

1月23日に発見した61ケースは、倉庫への返品が遅れて国産牛肉の買取り期限に間に合わなかったり、販売用として保管していたものの注文がなく売れ残ってしまったため、買取り対象外となったものであるとの報告があった。

これらは、表示上の加工者が3社あり、加工日は平成12年12月25日から平成13年10月12日までの表示となっていた。この牛肉は全て関東ミートセンターが取り扱ったものであり、流通状況等について、埼玉県に調査を依頼するとともに、表示上の加工者を管轄する自治体に対し、加工出荷等の事実確認を依頼した。その結果、表示上の加工日に国産牛の加工実績があり、出荷等の流通が適切に行われていたとの報告を受けた。

5 措置

食品指導センターと中央区及び大田区は、食品(株)に対し、C社倉庫に保管中の牛肉の処理計画書を提出させ、処分が確実にされるよう文書により指導した。あわせて、今回の虚偽報告等食品衛生法違反行為についても文書により厳重に注意し、始末書及び処理報告書を徴取した。

【事件の公表】

○1月23日「食品俵の関連施設への緊急監視について」《第1回プレス発表》

都内の食品俵関連施設における牛肉の在庫状況等の確認のため、緊急監視を実施したところ、大田区内の倉庫で国産牛肉61ケース(717.6kg)を確認し、移動を禁止した。

○1月24日「食品俵に関する緊急監視について(第2報)」《第2回プレス発表》

大田区内の倉庫で食品俵が「牛肉在庫緊急保管対策事業」の一環で売り渡した牛肉6,653ケース(85,790.8kg)を確認し、移動を禁止した。

○1月29日「食品俵に関する今後の調査について」《第3回プレス発表》

関東ミートセンターが取り扱った輸入牛肉3,520kgが大田区内の倉庫に保管されている旨の情報があつたため、明日、事実関係の確認を行う。

○1月30日「食品俵の調査結果について」《第4回プレス発表》

大田区内の倉庫において当該牛肉352ケース(3,520kg)を確認した。

○1月31日「食品俵自社倉庫調査結果」《第5回プレス発表》

大田区内の倉庫に保管中の牛肉について、加工者の所在地の自治体に対して調査依頼を行った。

○2月22日「食品俵に関する調査結果について」《第6回プレス発表》

千葉県加工者のもの以外は国産牛を処理している旨、自治体から報告があつた。なお、無表示の牛肉の中に、変色して廃棄予定のものが33ケース含まれていた。

6 最後に

食品衛生法第11条に基づく表示の規定については、公衆衛生上の危害を防止することを目的に定められている。今回の事件は、BSE(牛海綿状脳症)検査を始める前(10月17日以前)にと畜解体処理された国産牛肉の買い取り制度を悪用した牛肉偽装であった。このような詐欺行為に対する食品衛生法の適用については、意見が分かれるところである。しかし、東京都は、食品衛生法の理念に基づき、このような消費者を裏切る行為に対し、都民の不安を解消するため、食品衛生法第11条を適用し、表示違反の疑いとして都内の食品俵関連施設への調査を開始した。

調査の過程は、逐次公表していったが、不正や疑惑の解明を求める都民の声は日増しに高まり、マスコミ論調も我が国の縦割り行政の弊害を大きく取り上げるようになったため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)等他法令にまで踏み込んだ調査を展開していった。このように、法的枠組みを超えても不正を許さないという強い意志のもと、マイナス30℃といった過酷な条件下での牛肉の全箱検査は、実際に肉を見ても偽装の確認は困難な状況であったが、表示事項を徹底的に調査し、表示違反を摘発していった。

偽装行為をした企業に対する消費者の不買行動は徹底しており、食品俵の売り上げは事件前の2割以下に激減し、発覚後わずか1ヶ月で東証2部上場、従業員1000人規模の会社の解散が決まった。その後、産地偽装食品が次々と暴かれるなか、東京都及び特別区は時期を逸せず、JAS法等の他法令に関する違反事例も確認するよう食品表示の監視指導を強化した。このように、食の安全・安心を確保するため、食品表示の監視に他法令も視野に入れた手法を取り入れるようになったという意味でもエポックとなった事件であった。

無断転載を禁ず

平成13年度食品衛生関係違反処理集計表

登録番号(14)296

平成15年3月発行

編集・発行 東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
電話(5321)1111 内線 23-571
ダイヤルイン(5320)4404

印 刷 (株)ニュー・インテリジェント・サービス
東京都文京区本郷2-4-11近藤ビル3F
電話(3816)6820